

利用料金表

平成27年8月1日～適用

利用者負担段階		保険適用											保険外				利用者月額 (1割負担) (A)+(C)	利用者月額 (2割負担) (B)+(C)		
区分	本人・世帯の収入所得	施設介護サービス費 ①	栄養ケアマネ加算 (1日当り) ②	個別機能訓練加算 (1日当り) ③	日常生活継続支援加算 (1日当り) ④	サービス提供体制加算(Ⅱ) (1日当り) ⑤	看護体制加算(Ⅰ)口 (1日当り) ⑥	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口 (1日当り) ⑦	福祉施設処遇改善加算(Ⅰ) (1日当り) ⑧	合計 (①+②+③+④+⑥+⑦+⑧)	月合計 (月:31日)	利用者負担 (1割負担) (A)	利用者負担 (2割負担) (B)	食費	居住費	合計	月合計 月:31 日(C)			
1段階	生活保護受給等	介護1	5,470	140	120	360	60	40	130	369	6,629	205,499	20,550	300	320	620	19,220	39,770		
		介護2	6,140							409	7,339	227,509	22,751					41,971		
		介護3	6,820							449	8,059	249,829	24,983					44,203		
		介護4	7,490							489	8,769	271,839	27,184					46,404		
		介護5	8,140							527	9,457	293,167	29,317					48,537		
2段階	市町村民税非課税世帯	介護1	5,470	140	120	360	60	40	130	369	6,629	205,499	20,550	390	420	810	25,110	45,660		
		介護2	6,140							409	7,339	227,509	22,751					47,861		
		介護3	6,820							449	8,059	249,829	24,983					50,093		
		介護4	7,490							489	8,769	271,839	27,184					52,294		
		介護5	8,140							527	9,457	293,167	29,317					54,427		
3段階	市町村民税非課税世帯 第2段階に該当しない人	介護1	5,470	140	120	360	60	40	130	369	6,629	205,499	20,550	650	820	1,470	45,570	66,120		
		介護2	6,140							409	7,339	227,509	22,751					68,321		
		介護3	6,820							449	8,059	249,829	24,983					70,553		
		介護4	7,490							489	8,769	271,839	27,184					72,754		
		介護5	8,140							527	9,457	293,167	29,317					74,887		
4段階	市町村民税課税世帯 ※1	介護1	5,470	140	120	360	60	40	130	369	6,629	205,499	20,550	41,100	1,380	1,150	2,530	78,430	98,980	119,530
		介護2	6,140							409	7,339	227,509	22,751	45,502					101,181	123,932
		介護3	6,820							449	8,059	249,829	24,983	49,966					103,413	128,396
		介護4	7,490							489	8,769	271,839	27,184	54,368					105,614	132,798
		介護5	8,140							527	9,457	293,167	29,317	58,634					107,747	137,064

- ①施設介護サービス費……………基本料金です。
- ②栄養ケアマネ加算……………栄養ケアマネジメントを実施している場合に算定致します。
- ③個別機能訓練加算……………機能訓練指導員を配置している場合に算定致します。
- ④日常生活継続支援加算……………認知症高齢者等が一定割合以上入所しており一定割合以上の介護福祉士を配置している場合に算定します。
- ⑤サービス提供体制加算(Ⅱ) ……一定以上の常勤の看護・介護職員を配置している場合に算定します。(④の日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しません。)
- ⑥看護体制加算(Ⅰ)口……………常勤の看護師を一名以上配置している場合に算定します。
- ⑦夜勤職員配置加算(Ⅰ)口……………配置基準以上の夜勤者(4名以上)を配置している場合算定します。
- ⑧福祉施設処遇改善加算(Ⅰ)……………ご利用された介護保険適用金額の5.9%を算定します。

※1…平成27年8月1日から合計所得金額に応じて各自負担割合によって異なります。本人の合計所得が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者単位で280万円以上、2人以上で346万円以上の方は2割負担となります。